渋川市生活援助食事サービス事業業務委託(単価契約)仕様書

1 件 名

渋川市生活援助食事サービス事業業務委託(単価契約)

2 目 的

高齢者に栄養バランスのとれた食事を配食することを通じ、配食時の安否確認 及び孤独感の解消を図ることを目的とする。

3 事業概要

次のいずれかの要件を満たし、疾病等の理由により食事を作ることが困難な者で、渋川市生活援助食事サービス事業実施要綱第6条により利用の決定をした者 (以下「利用者」という。)に対し、週5回まで昼食の配食を実施する。

- (1) おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) その他特別な事情があると認めた世帯

4 実施地区

実施地区については別紙1実施地区一覧の実施単位を最小単位とする。ただし、 受注者の能力に応じて複数の実施単位での実施を可とする。

5 履行期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

6 委託料及び利用料

- (1) 1食あたりの委託料は、309円(消費税及び地方消費税抜き)とする。
- (2) 1 食あたりの利用者の利用料は380円とする。

7 実施回数及び配食時間

実施回数は週5回までとし、昼食をおおむね午前10時から午後1時までの間に利用者に提供することとする。

8 委託業務の内容

(1) 調理業務

- ア 計画的に配食を行うため当該月の献立表を作成することとする。
- イ 献立は主食、主菜、副菜で構成し、栄養バランスの取れた内容とする。
- ウ 季節に応じたものを提供することとし、献立については、毎食同一のもの とならないよう配慮することとする。

(2) 配食業務

- ア 利用者の自宅へ宅配による食事サービスの提供をするものとする。
- イ 配食中の温度管理等、食品の安全性を常に考慮し、調理完了後速やかに配 食し、おおむね午前10時から午後1時までに配食を完了させることとする。
- ウ 配食に車両を使用する場合は、受注者が用意することとする。
- エ 容器は、受注者が用意するものとし、清潔保持に努めることとする。
- オ 配食した食事については、早めに食べること、食べ残した食事を後で食べ

ないよう、利用者に注意喚起する。

(3) 安否確認

食事を利用者に手渡しすることを基本とし、利用者の安否確認と孤独感の解消に努めるものとする。また、緊急時等については、必要に応じて消防署等へ緊急通報を行う等の対処をするとともに、市に対応の状況を連絡することとする。

9 利用料について

利用料は受注者が利用者から直接徴収することとする。

- 10 申請からサービス提供までの流れ
 - (1) 申請受付·利用決定

市が利用者の申請受付をし、利用決定(利用事業所及び実施曜日の確認)する。

(2) 受注者ヘサービス提供依頼

市がサービス提供依頼書(別紙2)により受注者に依頼する。

(3) 日程調整等

受注者は、配食の開始にあたり、利用者に対し、配食日時等の連絡調整を行うこととする。また、受注者は利用者からキャンセルの連絡があった場合の取り決めについて、利用者に事前に説明しておくこととする。

(4) サービス提供

宅配時には利用者の安否確認や孤独感解消の観点から直接手渡すこととする。

(5) 実績報告及び委託料の請求

受注者はサービスを提供した月の翌月10日までに次のア・イ・ウの書類を市に提出することとする。

ア 実績報告書(別紙3)

イ 請求書(別紙4)

- ウ 献立表(任意様式)
- (6) 利用事業所の変更

利用事業所の変更があった場合は、市が変更前後の受注者に連絡・調整を行うこととする。

11 安全・衛生について

- (1) 食事の提供に際し、原材料の取扱い、調理、運搬等について、食中毒防止のための衛生管理を適切に行うこと。
- (2) 業務の実施にあたり、常に食品衛生法その他関係法規を守り、監督官庁の指示に従うこと。
- (3) 調理者及び配達従事者については、検便検査を年1回以上行うこと。また、従事者が体調不良の場合は感染症防止の観点から業務に従事しないようにする措置を講じること。

12 苦情処理・損害賠償

- (1) 受注者は、利用者から苦情等があった場合は誠実に対応し、迅速にその処理に努めること。また、必要に応じ市に報告すること。
- (2) 受注者は、利用者に対するサービスの提供により、受注者の責めに帰すべき事由に基づく事故が発生した場合は、利用者に対しての損害賠償を速や

かに行うこと。

13 その他

- (1) 食事サービスを実施するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用しないこと。契約終了後も同様の扱いとする。
- (2) この仕様書に示されていない事項については、協議の上決定することとする。
- (3) やむを得ない事由により、本事業から撤退する場合は、利用者に不利益が生じないよう撤退する1か月以上前に市に渋川市生活援助食事サービス事業廃止届(別紙5)を提出すること。

番号	実施単位	対象行政区				
1	渋川地区	大崎、下郷、東町、新町、下ノ町、南町、長塚町、本町、寄居町、坂下町、並木町、中ノ町、上ノ町、川原町、裏宿、元町、御蔭、入沢、上郷、				
		藤ノ木、辰巳町、明保野、金井軽浜、熊野町				
2	金島地区	阿久津、金井南町、金井本町、南牧、川島、祖母島、祖母島上、金井下・				
2		中之町、金井上ノ町、りんごの里、金井国町、				
3	古巻地区	有馬第1、有馬第2、八木原、半田南部、半田北部				
4	豊秋地区	行幸田第1、行幸田第2、本石原、石原西、中村、石原田中				
5	伊香保地区	石段、ときわ、中央、雷之塚、日の出、うわの、香東、コスモス、湯中				
5	伊省休地区	子、水沢、大日向				
	小野上地区	振興、下小野子、開拓、昭和、木の間、中部、中小野子、小野子、東部、				
6		西部、甲里、伊久保、程久保、上中尾、下中尾、堀の内、共栄、榎平、				
		原、谷の口、塩川				
7	子持地区	上白井上組、上白井中組、子麓、上中郷、下中郷、横堀、河原、北牧西、				
'	十 村地区	北牧東、鯉沢、吹屋、吹屋原、白井				
		津久田第1、津久田第2、津久田第3、津久田第4、敷島、南雲第1、				
8	赤城地区	南雲第2、南雲第3、みやま、棚下、持柏木、溝呂木、北上野、勝保沢、				
		見立、滝沢、上三原田、三原田、樽、宮田、栄、三原田団地				
	北橘地区	八崎第1、八崎第2、八崎第3、分郷八崎、上小室、下小室、下南室、				
9		上南室、上箱田、箱田、下箱田、真壁上、真壁東、真壁美保、真壁下、				
		赤城山				

年 月 日

様

渋川市長

印

渋川市生活援助食事サービス提供依頼書

次のとおり利用決定したので、利用者と連絡調整の上サービスの提供を依頼します。

ふりがな 利用者氏名								年	齢		歳
利用者住所	利用者住所 渋川市										
電話番号	自宅				携帯	ŕ					
食事の種類	□普通食		特別1	食 ()			
配食曜日	配食曜日 1 曜日		曜日	3	曜日	4	曜	目	5	曜日	
利用開始日	年		月	日							
	氏名							関	係		
緊急連絡先1	住所										
	電話番号	自宅			;	携帯					
	氏名							関	係		
緊急連絡先2	住所						•				
	電話番号	自宅				携帯					
備考											

別 紙 3

渋川市生活援助食サービス事業実績報告書 (枚目/ 枚中)

年 月 日

渋川市長 髙 木 勉 様

事業所名

渋川市生活援助食サービス事業の 年 月分の利用実績を次のとおり報告します。

番号	利用者氏名	食事 種類	合計 回数 A	番号	利用者氏名	食事 種類	合計 回数 _A
1		□普通食 □特別食	0	21		□普通食 □特別食	0
2		□普通食 □特別食	0	22		□普通食 □特別食	0
3		□普通食 □特別食	0	23		□普通食 □特別食	
4		□普通食 □特別食	0	24		□普通食 □特別食	
5		□普通食 □特別食	0	25		□普通食 □特別食	
6		□普通食 □特別食	0	26		□普通食 □特別食	
7		□普通食 □特別食	0	27		□普通食 □特別食	
8		□普通食 □特別食	0	28		□普通食 □特別食	0
9		□普通食 □特別食		29		□普通食 □特別食	
10		□普通食 □特別食		30		□普通食 □特別食	
11		□普通食 □特別食		31		□普通食 □特別食	
12		□普通食 □特別食	0	32	,	□普通食 □特別食	0
13		□普通食 □特別食	0	33		□普通食 □特別食	
14		□普通食 □特別食	0	34		□普通食 □特別食	
15		□普通食 □特別食	0	35		□普通食 □特別食	
16		□普通食 □特別食	0	36		□普通食 □特別食	
17		□普通食 □特別食	0	37		□普通食 □特別食	0
18		□普通食 □特別食	0	38		□普通食 □特別食	
19		□普通食 □特別食	0	39		□普通食 □特別食	0
20		□普通食 □特別食	0	40		□普通食 □特別食	0
			合計回数				

渋川市生活援助食サービス事業実績報告書 続紙 (枚目/ 枚中)

事業所名

渋川市生活援助食サービス事業の 年 月分の利用実績を次のとおり報告します。

番号	利用者氏名	食事 種類	合計 回数 A	番号	利用者氏名	食事種類	合計 回数 A
41		□普通食 □特別食		61		□普通食 □特別食	
42		□普通食 □特別食	0	62		□普通食 □特別食	0
43		□普通食 □特別食	П	63		□普通食 □特別食	回
44		□普通食 □特別食	0	64		□普通食 □特別食	0
45		□普通食 □特別食		65		□普通食 □特別食	
46		□普通食 □特別食	0	66		□普通食 □特別食	<u> </u>
47		□普通食 □特別食	0	67		□普通食 □特別食	回
48		□普通食 □特別食	0	68		□普通食 □特別食	0
49		□普通食 □特別食	0	69		□普通食 □特別食	
50		□普通食 □特別食	0	70		□普通食 □特別食	
51		□普通食 □特別食	0	71		□普通食 □特別食	
52		□普通食 □特別食	0	72		□普通食 □特別食	
53		□普通食 □特別食	0	73		□普通食 □特別食	
54		□普通食 □特別食	0	74		□普通食 □特別食	
55		□普通食 □特別食	0	75		□普通食 □特別食	<u> </u>
56		□普通食 □特別食	0	76		□普通食 □特別食	回
57		□普通食 □特別食	0	77		□普通食 □特別食	回
58		□普通食 □特別食	0	78		□普通食 □特別食	回
59		□普通食 □特別食	0	79		□普通食 □特別食	
60		□普通食 □特別食	0	80		□普通食 □特別食	<u> </u>
合計回数							
総合計回数							0

渋川市生活援助食サービス事業請求書

別 紙 4

年 月 日

渋川市長 髙 木 勉 様

請求者 事業所住所

事業所名

代表者職氏名

渋川市生活援助食事サービス事業の 年 月分の委託料を次のとおり請求します。

請求金額	
------	--

(積算根拠) 実施回数計

回 × 委託料

円 =

円

(振込先)

注:押印を省略する場合は、以下に発行責任者及び担当者の連絡先を記載すること。

発行責任者	氏 名:	所属•役職:
无门复压省	電話番号:	
担当者	氏 名:	所属•役職:
担当有	電話番号:	

年 月 日

渋川市長 様

渋川市生活援助食事サービス事業廃止届

渋川市生活援助食事サービスに下記のとおり事業廃止の届けを行います。

記

VI. 1 Feb.	Γ_	
法人等	₸	
住 所		
名 称		
代表者名		
電話番号		
担当者連絡先	氏 名:	所属・役職:
	電話番号:	FAX番号:
配達する事業所	₸	
住 所		
名称		
電話番号		
FAX番号		
1 1111 H V		
 事業廃止予定日		
事未廃止 1 足 I		
 廃止の理由		
焼业が埋出		